

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和5年10月30日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和５年第３回牛久市議会定例会

議事日程第６号

令和５年１０月３０日（月）午前１０時開議

- 日程第 １． 議案第５６号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ２． 議案第５７号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ３． 議案第５８号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ４． 議案第５９号 令和５年度牛久市一般会計補正予算（第４号）
- 日程第 ５． 議案第６０号 令和５年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 ６． 議案第６１号 令和５年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 ７． 議案第６２号 令和５年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 ８． 議案第６３号 令和５年度牛久市下水道事業会計補正予算（第１号）
- 日程第 ９． 議案第６４号 物品購入契約の締結について
- 日程第１０． 議案第６５号 物品購入契約の締結について
- 日程第１１． 認定第 １号 令和４年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第１２． 意見書案第３号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について
- 日程第１３． 意見書案第４号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について
- 日程第１４． 意見書案第５号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第１５． 議案第６６号 令和５年度牛久市一般会計補正予算（第５号）
- 日程第１６． 稲敷・龍ヶ崎地方３組合統合・複合化に関する特別委員会報告について
- 日程第１７． 総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第１８． 教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第１９． 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第２０． 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第２１． 閉会中の事務調査の件

午前１０時００分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

市長提出議案第６６号の１件が提出されましたので、報告をいたします。

次に、議会改革推進特別委員会から、閉会中における委員会活動の報告書が提出されておりますので、サイドボックスに登載いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第１、議案第５６号ないし日程第１０、議案第６５号の１０件、日程第１１、認定第１号の１件及び日程第１２、意見書案第３号ないし日程第１４、意見書案第５号の３件について、一括議題といたします。

○

議案第５６号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５７号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５８号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

議案第５９号 令和５年度牛久市一般会計補正予算（第４号）

議案第６０号 令和５年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６１号 令和５年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６２号 令和５年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６３号 令和５年度牛久市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第６４号 物品購入契約の締結について

議案第６５号 物品購入契約の締結について

認定第１号 令和４年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第３号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

意見書案第４号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について

意見書案第５号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

○諸橋太一郎 議長 本件に関しましては、各常任委員会委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務企画常任委員長。

令和５年１０月３０日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第64号	物品購入契約の締結について	原案可決

〔総務企画常任委員長杉森弘之議員登壇〕

○杉森弘之 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

令和5年10月17日、本委員会に付託されました案件について、10月23日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第であります。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第64号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、補助席を含め43人乗りの中型バスを購入するものであり、令和5年8月9日に執行された指名競争入札により落札した相手方と契約を締結しようとするものであります。

審査にあたり委員からは、今回買い替えの対象となったバスの使用年数について質疑がなされ、市執行部からは、購入から30年を経過しているとの答弁がありました。また委員からは、現在のバスの保有台数と今後の更新について質疑があり、市執行部からは今回買い替えとなる中型バスの他に購入後30年が経過した中型バスが2台あることから、それらの買い替えと事業のあり方についても今後検討していくとの答弁がありました。

さらに委員からは、購入するバスの環境配慮の状況と安全装置の内容について質疑がなされ、市執行部からは、環境配慮についてはアイドリングストップ機能がついているとともに、平成28年排出ガス規制に適合している仕様となっていること、また安全装置については、車両安全制御システムや歩行者・自転車運転者検知機能のついた衝突回避を支援するシステムや、車両後方を写すカメラとその映像を映し出すバックアイテレビや火災警報装置等が装備されるとの答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第64号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、公共交通について、及び迷惑防止条例についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申し出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、伊藤教育文化常任委員長。

令和5年10月30日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 伊 藤 裕 一

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第65号	物品購入契約の締結について	原案可決
意見書案第5号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について	原案可決

〔教育文化常任委員長伊藤裕一議員登壇〕

○伊藤裕一 教育文化常任委員長 令和5年10月17日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る10月23日委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第65号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、GIGAスクールで導入したタブレット端末で使用しているソフトウェアライセンス購入について、指名競争入札を執行し、山野井商事株式会社が6,356万6,305円で落札したもので、物品購入契約を締結しようとするものです。購入概要について、購入するソフトウェアは「授業支援ソフト」、「フィルタリング及びウイルス対策ソフト」、「学習支援ソフト」、ライセンス数は児童生徒及び教職員分で7,335ライセンス、期間は令和5年11月から令和6年10月の1年間です。

審査にあたり委員からは、GIGAスクール関連の予算について、今後予定されているものの有無について質疑がなされ、市執行部からは、ソフトウェアの購入やタブレットの物損保証の経費が今年度に引き続き来年度も計上されること、また5年間の債務負担行為を設定しているタブレットの費用についても毎年定額を要するが、債務負担行為設定期間の5年間は、他に大きな金額が予定されているものはないとの答弁がありました。

次に、意見書案第5号は、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてであります。

本件は、子どもたちのゆたかな学びを実現するため、地方教育行政の実情を十分認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、中学校での35人学級を早急に実施すること、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担制度を堅持することを、国会及び政府に対し、強く要請するものであります。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第65号は、全会一致により、意見書案第5号は、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、公共施設についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申し出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、遠藤保健福祉常任委員長。

令和5年10月30日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 遠 藤 憲 子

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第56号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第4号	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について	原案可決

〔保健福祉常任委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和5年10月17日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月24日委員会を開催し、市執行部の出席

を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第56号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

審査にあたり委員からは、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の内容、及びこれに該当する市内の事業所数について質疑がなされ、市執行部からは、特定教育・保育施設については、施設の運営等に係る費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた保育園、認定こども園、幼稚園であり、市内には公立保育園が3園、民間保育園が11園、認定こども園が3園、公立幼稚園が2園ある。特定地域型保育事業については、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業などがあり、市内には小規模保育事業が3園あるとの答弁がありました。

議案第57号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、文言の整理を行うものであります。

審査にあたり委員からは、コロナ禍以前に居宅訪問型の事業所が市内にあったと認識しているが、現在の状態と過去の実績について質疑がなされ、市執行部からは、居宅訪問型保育事業については、保育を必要とする乳幼児の自宅において家庭的保育者による保育を行う事業であり、対象者は0歳児から2歳児の障害等により集団保育が困難であると認められる児童を保育するものである。牛久市では、平成30年5月1日に市内で初めて居宅訪問型保育事業を行うことができる事業所の認可を行っているが、当該事業所は認可後に職員の退職等により事業の継続が困難となり、平成31年1月14日から事業を休止していたが、最終的には令和3年12月1日に事業の継続を断念し、廃止の届け出が提出され、現在は廃止の状態となっている。実績については、当該事業所が事業を行っていた期間において居宅訪問型保育の利用希望者はいなかった。居宅訪問型保育事業は、市の認可となるため、事業の実施を希望する法人等があれば認可することは可能である。また、「保育」とは別に早期の療育の観点から、こども発達支援センターのぞみ園を案内することも考えているとの答弁がありました。

意見書案第4号は、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出についてであります。

本件は、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、適切な措置を講ずるよう政府に対して要望するものであります。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、牛久市の介護保険事業、及びケアラー・ヤングケアラーの支援についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申し出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で保健福祉常任委員長の報告は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

令和5年10月30日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第58号	牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第3号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について	原案可決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和5年10月17日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月24日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第58号は、牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、宅地造成等規制法の名称変更により、宅地造成及び特定盛土等規制法に変更となり、牛久市土採取事業規制条例の本文中において、引用条項及び文言の変更を行うものであります。

意見書案第3号は、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出についてであります。

本件は、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開することを国に対して求めるものです。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第58号、及び意見書案第3号は全会一致によ

り、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、牛久市の太陽光発電条例の制定についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申し出をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、黒木予算常任委員長。

令和5年10月30日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 黒 木 のぶ子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第59号	令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第60号	令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第61号	令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第62号	令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第63号	令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

〔予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇〕

○黒木のぶ子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和5年10月17日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第59号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、議案第60号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第63号、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月25日委員会を開催し、市執行部の出席

を求め慎重な審査を行った次第です。

はじめに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部所管について委員からは、新たな防犯カメラの設置個所について質疑がなされ、市執行部からは、これまでは大きな通りの交差点等に設置してきたが、今回は住宅侵入や窃盗等による被害防止の観点から、旧国道6号沿いに3基、市道23号線沿いに2基を設置する予定としているとの答弁がありました。また委員からは、防犯カメラ設置後の管理や故障時の対応について質疑がなされ、市執行部からは、防犯カメラの設置に当たっては地元の行政区と覚書を締結する予定であり、修理等の対応を含む管理と電気代の負担等については市が行うこととしているとの答弁がありました。さらに、委員からは、ひたち野リフレプラザに点字ブロックを設置することについて、ひたち野リフレプラザ市民窓口の開設時ではなく、このタイミングとなった理由について質疑がなされ、市執行部からは、ひたち野リフレプラザ2階の床が大理石となっている関係で、技術的な問題もあり、当初の整備では点字ブロックの設置を行うことができなかった。しかし、施設を利用される方にとって最も良い点字ブロックのあり方を検討したうえで、設置の手法等についても検討を重ねた結果、今回の補正予算に設置費用を計上することとなったとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、旧飯島家住宅の維持管理費に係る管理内容や公開などに向けた今後の予定について質疑がなされ、市執行部からは、管理内容について、シルバー人材センターへ委託を行い、掃除などの建物の管理や敷地内の除草、外部有識者による基礎調査時の手伝い等を週に最大4日、1日あたり2人をお願いすることとしている。公開する場合は、公開日数分の委託料が増える可能性があるが、今後も同程度の維持管理費が見込まれる。また公開に向けては、まず基礎調査を行い、明治天皇が宿泊した母屋について国の登録有形文化財の登録を優先して目指す。国の補助金等を活用し、整備をして公開していくことを考えているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、新型コロナワクチンの春開始接種の接種率と秋開始接種の接種率の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは、春開始接種については、努力義務とされる65歳以上の方が73.2パーセント、5歳から64歳の基礎疾患を有する方と医療従事者が96パーセント、秋開始接種の接種率の見込みとしては、努力義務とされる65歳以上の方については85パーセントと見込んでいるが、実際にはそれを下回るのではないかとこの予測を立てており、それ以外の方については40パーセントの見込みであるとの答弁がありました。さらに委員からは、先日の温度管理不具合によるワクチン廃棄に関して、今後のワクチン接種への影響や具体的な対策について質疑がなされ、市執行部からは、今回廃棄処分となったワクチンと同種のワクチンが国から供給される見通しが立ったため、影響はないと考えている。具体的な対策としては、職員2人の体制により2週間に1回の割合でワクチンの配送を行っていたが、1週間に1回の割合で配送できないか検討しているところである。また、国からワクチン管理に関して注意喚起する文書が全国の自治体に向けて発出されていることを受け、市からも市内の各医療機関に対して注意喚起の文書を送付したとの答弁がありました。

次に環境経済部、建設部所管のうち、青果市場事業特別会計について委員からは、今後の青果

市場の方向性について質疑がなされ、市執行部からは、経営面では平成３０年度と比較すると販売額は２６．９パーセント減、入荷量は２３．２パーセント減、手数料収入は２６パーセント減と非常に苦しい状況であり、農家の高齢化が原因の一つと考えられる。しかし、その一方で青果市場の果す役割は大きく、市場の職員が庭先集荷を行い小規模農家の出荷先としての機能を有している。また、市内学校給食の食材、地産地消の一端を担っているとの答弁がありました。

さらに下水道事業会計について委員からは、牛久シャトー内での上水道の漏水に伴う還付について質疑がなされ、市執行部からは、汚水の算定については市下水道条例で定めており、今回県南水道と協議をして牛久シャトーが漏水をしていると認定をし、１か月あたり５０２立方メートルを減免後の通常使用水量とし、超えている部分についての還付となる。さかのぼると令和３年６月から漏水が発生したと考えられ、請求した水量が２万５，４９６立方メートル、本来の請求水量は１万１，０４４立方メートル、差額１万４，４５２立方メートル、約２５４万４，０００円が還付となる。その他２事業所は過誤納金による還付である。還付は、事業所に限らず、個人でも実施しているとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、いずれの議案も全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で予算常任委員長の報告は終わりました。

次に、藤田決算特別委員長。

令和５年１０月３０日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 藤 田 尚 美

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
認定第１号	令和４年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認 定

〔決算特別委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 決算特別委員長 決算特別委員会委員長審査報告。

令和５年１０月１７日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第１号、令和４年度牛久市各会計歳入歳出決算認定に

ついて、以上1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る10月10日、18日、19日、20日の4日にわたり委員会を開催し、18日に中央生涯学習センター、子ども家庭総合支援拠点の現地視察を行うとともに、18日、19日、20日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

はじめに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について、委員からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した主な事業内容について質疑がなされ、市執行部からは、感染症予防対策と物価高騰対策、及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として支援等を行ったとの答弁がありました。

また委員からは、ひたち野リフレプラザ市民窓口の利用状況について質疑がなされ、市執行部からは、本年2月1日の開設から9月末日までの8か月間において、ひたち野リフレプラザ市民窓口の利用者数については延べ8,382人で1日当たりの平均が36.6人となった。また、3階の有料スペースであるスカイスペースについては延べ3,040人で1日当たりの平均が13.6人となり、利用可能枠数における使用枠数で算出した利用率は32.8%となった。さらに、2階のフリースペースは開庁日の午後5時時点での利用者数を集計した結果では1日平均10.9人が利用されており、特に学生の自習スペースとしての利用が多いとの答弁がありました。

さらに委員からは、牛久シャトーの利活用のための2つの補助金の用途と効果について質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度には市から牛久シャトー株式会社に対して、ショップやレストランなどの営業施設の経費と人件費を除いた経費を対象として補助を行う経営安定化補助金と、市への寄附を財源とした牛久シャトーワイン文化復活事業補助金を支出しており、前者の補助金はブドウの栽培及びワイン醸造に要する経費や牛久シャトー全体の管理費の一部、及び醸造施設の修繕に充当された。また後者の補助金によりワイン醸造用のタンクの増設を行った。これらの補助金により、牛久シャトー株式会社において、ワイン用のブドウの生産量及びワイン醸造量の拡大が図られるとともに、安定なビール醸造への取り組みを行ったとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、いじめ対策について質疑がなされ、市執行部からは、いじめの「未然防止」に向けて、いじめの映像を見て、講師の質問を交えながら自分たち自身で考えさせるいじめ防止の授業を行っていること。「早期発見」に向けて、「STANDBY（スタンバイ）」というアプリを活用し、児童生徒がスマホやパソコンからいつでも悩みを相談できる環境を整備していること。「早期解決」に向けて、警察やスクールソーシャルワーカー等から構成される「いじめ問題専門委員会」において、実際に起こった事例について学校の対応を検証することで解決力の向上を図っていること。「関係機関との連携」に向けて、警察署長などから構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を年1回開催し、牛久市の取り組みについて説明を行い、大きな事案が発生した場合には速やかに連携できる体制を整備しているとの答弁がありました。

また、委員からは、おくの義務教育学校施設一体型建設工事の、市民向け事前説明会での質問や要望の内容について質疑がなされ、市執行部からは、令和4年6月の説明会には、保護者と地

域住民あわせて23人の出席があり、工事中の騒音対策やあそびの広場の芝生化、体育館の音響設備の改善などの意見があった。極力意見を取り入れた設計を基本とし、騒音対策については仮囲いにより音を軽減すること、広場の芝生化と音響設備の改善は実施していくとの答弁がありました。

さらに、委員からは学校プール施設の維持や集約化について質疑がなされ、市執行部からは現在の状況として、小学校については、岡田小とおくの義務教育学校以外は塗装工事を行い自校で、岡田小・おくの義務教育学校および中学校はひたち野うしく小学校でプール学習を実施している。集約化については、短期間のみ使用するプールの維持補修費を継続して確保するのは難しいと認識している。今後、財政や各学校の稼働率を基に、拠点校を決めて集約化を行うことを課内では検討しているが、どの学校を拠点にするかなどについては、塗装工事により今後4・5年はプールの使用が可能となることから、その間に方向性を決定していくと答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、こども発達支援センターのぞみ園に対して牛久市が求めている役割と運営状況について質疑がなされ、市執行部からは、のぞみ園では就学前の障害のある児童の早期療養や訓練を重点的に行っており、検診を通じて発育に何らかの障害がありそうな児童を市の保健センターからのぞみ園につなぎ、そこで療育の訓練を行い、早期に障害のある児童の療育に努めている。運営状況については、令和4年度までは部屋も足りないほど利用者も多い状況であったが、民間の児童発達支援事業所が市内にも多く設置されてきたことより、今年度は利用者も減少に転じて適正な運営がなされていると認識しているとの答弁がありました。

また委員からは、子ども家庭総合支援拠点の周知方法と相談室の利用状況について質疑がなされ、市執行部からは、ホームページについては公開に向けて現在作業中であるが、本年6月1日の支援拠点の設置に合わせ、同日発行の広報うしくにより周知を行ったほか、かっぱメールにおいても、こども家庭課が移転することと支援拠点を設置することを周知している。相談室の利用状況については、支援拠点が設置された6月から、データの取りまとめが完了している8月までにおいて、来所以外の訪問や電話による相談を含めた延べ相談件数が1,254件であるとの答弁がありました。さらに、従事する職員の資格等の要否や、子育て世代包括支援センターとのすみ分けについて質疑がなされ、市執行部からは、牛久市の児童人口規模に基づく子ども家庭支援員2人と虐待対応専門員1人が常時必要とされており、こども家庭課の保健師、保育士、教員の資格を持った職員が従事している。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の役割のすみ分けについては、市として児童の年齢と虐待などの養育環境における危険度の程度によってすみ分けをしているが、妊娠婦や未就学児童がいる家庭に対しては双方で同じ家庭に対して支援することも多く、その都度、その家庭に応じて役割分担をしながら対応しているとの答弁がありました。

また委員からは、シルバー人材センターへの補助金の使途、会員数、仕事の請負先、業務量について質疑がなされ、市執行部からは、運営費補助金という性質上、法人として必要な経費に対して会員の仕事により入ってくる手数料や事務費では賄いきれない部分に充てられるもので、平

成 23 年度から毎年度同額の補助金額としており、その間は法人の努力により補助金額を増額していない。会員数が令和 3 年度は 433 人に対して 4 年度は 400 人と減少しており、受注件数が 3 年度の 1,126 件に対して 4 年度は 951 件と減少している一方で、就業延べ人数が 3 年度は 24,574 人に対して 4 年度は 25,322 人と増加している状況であるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について委員からは、ひたち野地区宅地開発事業の業務内容、進捗状況について質疑がなされ、市執行部からは、東狹穴地区の宅地開発事業において、市街化区域編入等の都市計画変更手続きや協議、土地区画整理事業の事業計画の作成、土地区画整理準備組合の支援業務等を行っている。現在の進捗状況は、市街化区域編入の手続きを行っているところであり、今年度中には市街化区域編入の予定となっている。それを受けて、組合の設立認可と土地区画整理事業の事業認可を来年度に取得し、令和 7 年度から工事を着手する予定としている。最終的には、令和 11 年に換地処分を予定しているとの答弁がありました。

また委員からは、今後の市営住宅の修繕、統合計画、あり方について質疑がなされ、市執行部からは、平成 30 年度に牛久市の市営住宅再構築基本構想と市営住宅長寿命化計画を作成し、維持管理、再構築の計画を進めている。昨年度に社会資本整備総合交付金 45% の補助を受けて、神谷住宅 6 号棟の屋根外壁工事、神谷住宅と南裏住宅の 1 号棟から 5 号棟の給水ポンプの改修工事、空き室の工事等を主に行っている。住宅の再構築は、平成 30 年度に計画した四つの木造住宅を猪子住宅に編成する取り組みを行っている。令和 3 年度は、コロナ禍でウッドショックとなり木材や人件費が高騰し、当初の予算で発注ができない状況となった。再開の検討をしていたが、現在全体の事業費を再算出すると当初の 1.5 倍、全体で 17 億円かかる計画となり、費用対効果の部分で厳しい状況である。来年度以降、事業の見直しを行っていくとの答弁がありました。

さらに委員からは、令和 4 年度の市営住宅入居時の保証人について質疑がなされ、市執行部からは、令和 4 年度時点の入居時には、連帯保証人 1 名を必要としていたが、今年度当初に家賃債務保証法人 2 社と協定を締結し、連帯保証人がいない場合でも家賃債務保証法人の保証に加入することで、緊急連絡先があれば入居できる体制に変更している。保証料の費用については、入居時に 15,000 円、毎年更新時に 10,000 円であるとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、ジェネリック医薬品に切り替えたときの医療費の削減効果について質疑がなされ、市執行部からは、個々の診療データファイルの形式上、削減額を集計することは難しいため、医療費が高額な方だけを抽出して削減効果について検証していきたい。また、ジェネリック医薬品に切り替えることにより 100 円以上の削減効果のある対象者に対して毎年 2,500 件程度の通知を送付しており、その対象者全員がジェネリック医薬品に切り替えたと仮定した場合の削減額は集計が可能であるため、今後はそのような方法による削減額を算出していきたいとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計について委員からは、今後のおむつ給付金事業に今後変更が生じることについて質疑がなされ、市執行部からは、介護保険事業計画の第 8 期の計画が令和 3 年度から 5 年度までであるため、令和 5 年度も事業は継続している。国は第 8 期においても激変緩和措置と

して例外的に事業の実施を認めているが、第9期以降についても事業の継続を認める内容とはなっていないため、来年度以降も当該事業を継続するのであれば、市の一般財源を充てなければならぬとの答弁がありました。

牛久市下水道事業会計について委員からは、令和4年度の業務改善、設備の老朽化対策について質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度業務改善について新たに行っていないが、令和2年度公営企業法適用以前の平成21年から下水道使用料の徴収事務を県南水道企業団の上水道徴収事務と一元化しており、事務経費の削減を図っている。老朽化対策については、これまで区域ごと、ポンプ場ごとに実施していたが、国の方向性でストックマネジメント計画で市内全域の下水道管路、ポンプ場を市の公共施設、公共下水道施設ととらえて、予防、保全的に修繕の計画を立てて実施しているとの答弁がありました。

付託されました認定第1号について審査の結果、賛成多数により内容適切なものと認め、認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

19番黒木のぶ子議員。

○黒木のぶ子 予算常任委員長 文言の読み間違いで訂正をお願いします。2ページの中段、「次に環境建設部」というところを「環境経済部」に訂正いたしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 訂正、お願いします。

これにて、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の討論を許します。9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 討論に入る前に、議会初日に報告をされました職員の不祥事について、市は、議会は何をしていたのかと、市民からの厳しい意見が私どもにも寄せられております。議会でも真相究明と再発防止のために決議を上げておりますが、市政に対する信頼回復のためにも、再発防止に向けまして早い対応を求めるものです。

それでは、認定第1号に反対する立場で討論を行います。

２０２２年度、市の一般会計決算における歳入は約３３２億６，３２１万円、歳出は約３１２億８，９２８万円、翌年度に繰り越す財源は２億８７２万円、実質収支は約１７億６，５２１万円と黒字です。前年度からの改善点として、１００万円以上の不用額が見込まれるものを５０万円に減額するなど見直され、一定の効果が見られました。２０２２年度は、新型コロナウイルス感染から３年目という疲弊状態に物価高騰が追い打ちをかけ、家庭や地域経済に影響を与え、大変厳しい経済状況の中、市がどういう姿勢で取り組んできたのかが問われた一年でした。

反対する理由の一つに、基金の在り方があります。２０２２年度は財政調整基金に５億２，０００万円を積み立て、合計では約３５億５，８２３万円となりました。また、公共施設等総合管理基金では約６億円を積み立て、合計では約２０億円です。基金状況の合計では、前年度合計が約９２億円から１０７億円となり、１５億円増加をしました。自治体の会計は、単年度会計です。予算に対してどれだけの事業を執行したのか、コロナと物価高騰に困窮する市民生活への支援はどうだったのかが問われました。

市民生活は、食料、燃料や電気代などの値上げが続き、あらゆる業種に影響を与え、市民生活のみならず、事業者、地域経済を圧迫しました。市は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、住民税非課税世帯等臨時給付金、低所得独り親生活支援特別給付金、低所得のその他の世帯・低所得子育て世帯応援給付金など、対象の方々に支給をされました。しかし、国や県の特定期間を活用しての支援ではなかったのか。住宅用ＬＥＤ照明の買換え事業も、コロナの交付金を活用しての事業でした。また、近隣の自治体では、期間限定であっても、国の交付金を活用し、子育て世帯への負担軽減に給食費の無償化に取り組んだ例があり、まさに市政運営が問われました。

また、２０２３年３月３１日をもって公立向原保育園が４６年の歴史を閉じました。牛久市では、国の基準で待機児がゼロということですが、希望する保育園に入園できていない子供がいるのは事実であります。公立保育園の役割は、地域の保育水準の基準となるものです。公立保育園が１園なくなるということは、地域から公共施設がなくなるのと同様に、環境は変わります。６月に子ども家庭総合支援拠点が保健センター内に開設をされました。こども家庭課と健康づくり課が保健センター内にあり、役割として、１８歳未満までの母子・父子、子供たちへの相談業務など、他の関係する機関との連携も取りながらの拠点となります。

牛久市では、職員不足が顕著になりました。他の自治体に比べて必要な人員が不足をしています。不足の人員を会計年度任用職員で対応していくのではなく、常勤職員の採用を定期的を実施し、人材育成の取組を強化すべきです。

決算カードからの数値からも、市の財政はほぼ良好と言えます。全てに反対するものではありませんが、どのような事業にも使える財政調整基金の活用で市民サービスの充実に向けた市政運営へ転換すべき内容が数多くあり、認定第１号に反対をするものです。

委員各位に御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第５６号ないし議案第６５号の１０件、認定第１号の１件及び意見書案第３号ないし意見書案第５号の３件について、順次採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドブックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第５６号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第５６号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５７号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第５７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５８号、牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第５８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５９号、令和５年度牛久市一般会計補正予算（第４号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、物品購入契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和4年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、意見書案第3号、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、意見書案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第66号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第5号）を議題いたします。

—————○—————

議案第66号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 提出議案について説明申し上げます。

現在上程しております議案に加え、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第66号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第5号）でありまして、既定の予算額に3,100万円を追加し、予算の総額を320億7,104万5,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、繰入金は、補正予算計上に伴い、財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。

歳出といたしまして、商工費は、昨今の物価高騰の状況に鑑み、市民の支援策としてハートフルクーポン券プレミアム分を10%から20%に引き上げ、発行するため、牛久市ハートフルクーポン券事業補助金を増額計上するものであります。

以上が補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第66号について質疑を許します。16番伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 議案第66号について、3点質疑をいたします。

第1に、今定例会における私の補正予算活用による早期政策実現に関する一般質問に対し、今回のハートフルクーポン券プレミアム率引上げの言及はなく、議会最終日の上程となりました。このようなスケジュールとなった経緯についてお尋ねをいたします。

第2に、本補正予算の財源について、財政調整基金繰入金を充てるものとしております。財政調整基金は言わば市の貯金でもあります。今後、事業の見直し等によって調整をしていくお考えはないのか、伺います。

第3に、ハートフルクーポン券は発行後すぐに売り切れる事態も以前散見されたことから、購入時の身分確認など、見直しが進められているものと承知をしていますが、これらの見直しの概要と成果、今後の見直し予定について伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 3点御質問いただきました。

1点目のこういったスケジュールになった経緯、それと3点目の購入方法の見直しについてお答えをいたします。

まず、このスケジュールになった経緯でございますが、今回、沼田市長の掲げる政策を具現化したものでございまして、今回、10%のプレミアムを20%にするということで、制度設計や発行元である商工会との協議など、事業の実現に向けて整えなければならない課題があったために今回の上程になったものであります。本来であれば12月議会当初からということになると思うんですが、12月議会での上程ということも考えたんですけども、そうなった場合には使用期間が短縮されてしまうなど出てきますので、今回、最終日、本日の上程になったものでございます。

次に、3点目の購入方法の見直しでございます。こちらにつきましては、これまでは発売日に並んで購入していただいていたんですけども、その方法で買えない、欲しいけれども買えない、あとは平日の販売なので土日には売り切れてしまっって買えないというような意見がありました。

今回からというか、今回は全てはがきでの申込みということに変えさせていただいています。はがきで申込みをいただいて、今回３億円の販売金額なんですけれども、３億円以内であれば全員の方に引換券をお送りするという形、もしも３億円を超えた場合には抽せんをさせていただいて３億円まで、抽せんで当選した方に引換券を送るというような形に今回は変更させていただいています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 私から財政調整基金に対する御質問にお答えします。

提案理由にもございましたが、物価高騰の状況に鑑みまして、今回、市民の支援策として早急に支援を実施することを考えれば、今回は財政調整基金を取り崩して予算措置を行ったものでございます。ただ、今後、地方創生臨時交付金の事業実施計画の見直しを行う場合には、今般の補正の内容、また、ハートフルクーポン券に関しては当初１０％分も見込んでございますので、そちらも含めまして検討を行いまして、そのほかの物価高騰対策が今後ございましたら、どれが効果的な事業かを検証しながら、こちらの事業につきましても、先ほど言いましたとおり、地方創生臨時交付金の対象とするように考えてまいります。

しかしながら、地方創生臨時交付金の対象となるとは思いますが、今回のハートフルクーポン券事業につきましても、一般財源を持ち出してまでも行うものと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 発行方法につきまして、今回ははがきを用いるとのことでございます。事務作業等もございますので、将来的に例えば電子決済なども検討されているのか、確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 電子申請のほうも今回検討材料になって、今回、もし間に合えばということであったんですけども、あまりにも今回発行までの日数が短いということがありまして今回は断念しましたが、次回以降は電子のほうも考えていきたいと思っています。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。１３番山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 販売方法がはがきということですが、恐らく２０％ということで、市内に限るということで、抽せんになる確率が高いのかなということが想定されるわけですが、具体的な抽せん方法というのはどういう具合になるのか。そして、どうしても抽せんになれば当選した人と落選者というのが出るわけですが、そういった場合の公平性を考えると、この購入限度額１０万円というのに対しての考え方というんですか、それを低く設定して、より広く還元するという考え方はあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、プレミアム分の負担割合ですね。これは、令和２年から４年までは事業者負担分も市が負担していたと思います。令和５年度は通常に戻ったと思いますが、この負担分の７８対２２というんですか、こちらに関して後期分はどうなるのかをお示しいただきたいと思います。

そして、財源に関してです。今、財政調整基金ですね、令和４年度まではコロナの交付金を活用していましたが、今回は財政調整基金ということで、この財調に関する条例では、処分に関しては６項目あるとなっています。財源が著しく不足するときの充当財源、それから災害による経費、そして緊急に実施する建設事業ややむを得ない理由により生じた経費、財産の取得、地方債の償還、その他市長が運営上認めるとき、このような６項目となっていますが、今回はどれに該当するのかをお示しいただきたいと思います。まずはそれをお願いします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 今４点あったかと思うんですけれども、最初の３点についてお答えします。

まず、抽せん方法なんですけれども、商工観光課で、うしくゴッ多市だとか、何とか市だとか、うしくW a iワイまつりとか、そういったところで応募が超えた場合に抽せんをやっているんですけれども、エクセルを使って何かそういったシステムがあるとかで、同様のシステムでやることを考えております。

次に公平性、１０万円限度額の考え方なんですけれども、今回、全部はがきでということで作らせていただくんなんですけれども、現時点で、これまでにどれだけハートフルクーポン券の需要があるのかという調査をしたことが実はなくて、今回はがきで応募をいただいて、今回の場合は当選、落選が出てしまうんですけれども、そこで今回、その需要を把握した上で、次回以降、例えば限度額を変えていくのか、発行額を増やしていくのか、それとも今のままで足りるのかというのを検討するための一つの材料にしたいと思っています。

３つ目、プレミアム部分の負担割合、プレミアム分７８対２２というところなんですけれども、７８対２２というのが、実はプレミアム部分だけを見た場合に７８対２２ということが言えるんですけれども、全体で事業者が換金する際の手数料という意味合いでいくと、２％を手数料として頂いている形ですので、その形は維持した形で、事業者負担は３年間、市のほうで負担していましたけれども、その２％分の負担というのは今年度はしていただくという形で、それはキープしていくような考えでの補正になっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 財政調整基金の御質問でございますけれども、今回の財政調整基金の取崩しにつきましては、第６条第６号のその他市長が市財政の運営上特に必要を認めるときに該当します。ただ、今回のものだけではなくて、通常、財政調整基金の取崩しを行う場合は、この条項に基づきまして取崩しを行っているものでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○１３番 山本伸子 議員 引換券なんですけれども、引換券をもらっても、例えば土日伺えない方とかがいると思うんですが、その場合の対応とか、どうされるのかというところですね。そして、プレミアムの２０％は今回限りになるのか、来年度以降からはどうなるのかというところ

をお尋ねしたいと思います。

そして、ハートフルクーポン事業の目的なんですけれども、今までお尋ねすると、これは事業者支援であったという御答弁がありました。補助金の交付規則にも、このハートフルクーポン事業というのは市内商業を活性化することを目的となっております。しかしながら、先ほどの市長の御説明でもあったように、今回は市民への支援という言葉がありましたし、令和4年度までコロナ交付金を受けているときも、その中の事業目的にはコロナにおける物価高騰の影響を受ける市民への支援という言葉になっておりました。そうなりますと、このハートフルクーポン事業の目的というのは、事業者支援から市民への支援ということにシフトしたというふうな考え方でよろしいのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 まず、引換えについてなんですけれども、引換えで今想定しているのが12月になってからなんですけれども、引換え場所を5か所、今考えていまして、土日も対応するという事で考えております。

次に、20%に今回引き上げたんですけれども、これは今回限りかということなんです、今回、物価の高騰ということで20%という措置をしていますけれども、今後また社会情勢、経済情勢等を鑑みながら、今後の予算編成にもなってくると思うんですけれども、そちらをにらみながら、20%になっていくのか、10%に戻すのかというのは、これは考えていきたいと思っております。

3点目の、目的が事業者支援なのか、今回から市民の支援ということにシフトするのかということなんですけれども、事業者支援というのは創設時から20年以上、事業者支援ということでやっておりますので、これはシフトするとかということではなくて、これは変わりません。事業者支援という側面は、これは第一義的に持っているものだと思うんですけれども、今回10%分上乗せしたということと、それとこれは物価高騰対策ですけれども、今回に限ってというか、今回からは市民のみを対象に販売をしていく予定です。ちょっとまだ完成はしていないんですけれども、11月15日頃、ポスティングで皆様のお宅に配る予定にしています。そちらにも明記していますけれども、基準日が12月1日ということで、12月1日に牛久市に住民登録があった方ということで、そういった条件にしていますので、第一義的には事業者支援というところではあるんですけれども、買っていただくのは市民の方だけということで、市民への物価高騰対策への支援ということで、今回は2本立てというか、そういった形でいっています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 10%から20%といったことで、取りあえず物価対策といった意味で今回10%上乗せさせていただきました。今後、社会情勢を見ながら、その20%が今後どうなっていくかというのは様子を見ながらといった部分もあるんですが、ただ、近隣市町村を見てみますと、10%というところがほとんどないのが実情なんですね。ですから、今回、ほかの部分もそうなんです、全てにおいて売り方につきましても、また、これまで市内とは言いつつも、実際

には市外の方も購入できていたといった販売方法だったわけですから、今回の売り方、そして市民の方に行き届くのかといったお話もあるかと思うんですが、今回の販売においてそういったデータがそろそろものだとも思っております。そのデータを基に春の販売方法の糧にしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。5番池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 まず、もうこの議案は私は大賛成だということを前提にお話ししたいんですけども、3万5,000世帯でしたっけ、今、牛久市は。そうすると、その部分に関して全員が買えるような形で予算組みしなかったら、くじ引、これ冗談じゃないよみたいな形で、外れて絶対にクレームが出ると思うので、その部分をこれから補正でも何でも組み直しても私は全世帯分は用意しないと、市長、私はちょっとクレームが出るような形がします。上限をそのような形でやるかどうかというのをちょっともう一回聞きたいなというところなんですけれども。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほども山本議員の説明にも申し上げましたとおり、今のところこれまで1世帯10万円といった限度額がありまして、実質20%となりますと12万円ということになるんですが、今回の売り方によってもし需要が多ければ、あまりにも予算を膨大にするというのもこれもなかなか難しいかと思うんですが、例えば限度額を5万円にしたりだとか、そういったことも検討していかなくてはならないのかなと思っておりますが、極力ニーズにお応えするような販売方法をしていきたいとは思っておりますが、何分これは限られた財源の裏づけがなくてはならない部分でもありますので、今回の売り方の結果を見ながら春に生かしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 いや、これは本当に真面目に、例えば10万円じゃなくてもいいので、例えば5万円でも3万円でもいいから平等に行くような形にしないと、抽せんで外れたからとか当たったよではちょっと私は本当に違うと思うので、その辺のところ、本当にもう一回考えてほしいというのは正直あります。ただ、これでもう採決するのであれば賛成はもちろんしますけれども。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 繰り返しになってしまうんですが、今回の売り方を見て、データがそろわないのに見切り発車で売り方の決定というのもなかなか難しいので、今回の売り方の販売の結果を見て次回に生かしていきますので、御了承願います。

あと、先ほども質問の中にありました、売り方で電子でのという話もありましたけれども、それも春のほうに改善できるように指示はいたしました。一方で、電子によって手続も行えないといった方もおいででしょうから、それはやはりアナログの部分も販売方法として残していくといったことも伝えてありますので、そこら辺も御安心願えればと思っております。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。4番磯山和男議員。

○4番 磯山和男 議員 2点お伺いします。

まず、これは1人1枚か、1世帯1枚という形になるんですか。

それともう一点なんですけれども、仮に1人の人が10万円を申し込んだとした場合、何世帯分ぐらいまでに回るような数になっているのか、それだけお聞きしたいんですけれども。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 上限額の10万円というのは、1世帯当たり10万円になっています。仮に1世帯10万円を申し込んだ場合にどれだけに行き渡るかということなんですけれども、3,000世帯です。1世帯10万円、全て購入するのは10万円というわけではないんですけれども、10万円の場合には3,000世帯ということになります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。20番高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 そうしますと、抽せんでは1世帯当たり10万円購入を想定して、抽せん1回きりで行われるのか、もしくは当選された方が例えば5万円でいいよといった場合には余枠ができてくると思いますが、再抽せんなどを行う予定はございますか。お願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 大徳通夫環境経済部長。

○大徳通夫 環境経済部長 申込みはがきを頂く時点で、購入希望冊数と希望金額を記入していただきますので、全て来たときに、その合計額が2億円なのか5億円なのかというのは分かります。3億円に満たない場合には、全員が当選になります。その場合には再度募集をするということになるのかなとは思いますが、3億円を超えた場合、例えば6億円になりましたといった場合には抽せんをします。抽せんして、3億円までが当選になります。先ほど来、データ取りという話をしていたんですけれども、例えば6億円の申込みがあったという場合には、来年度以降、上限額を5万円にするとか、そういった方法で次年度以降、希望者皆さんに行き渡るというか、購入していただけるようにと、今回データ取りの意味合いも込めさせていただいております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 高嶋基樹議員。

○20番 高嶋基樹 議員 やっていた経験もございまして、なかなか限定してしまうと、販売の期間がどんどんどんどん間延びしてしまうところも想定されますので、そういったところもフォローをしっかりといただければと思いますし、せっかくこういったプレミアム分、せっかく素早い対応でやられている中ですので、必ず売れ残りがないように進めていただければと考えております。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第66号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号については、常任委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 議案第66号の賛成討論です。

本日、追加議案として提出された議案第66号、ハートフルクーポン券を20%にするとした内容であり、質疑においても様々答弁がありました。私は、令和4年3月、第1回定例会において、この事業に関する、特に販売方法について数点の質問をいたしました。クーポン券を買うために、初日などは朝早くから高齢者の方が列をつくって並んでいる状況を目にすることや、また、いわゆる子育て世帯で共働きの人は購入することが難しいという市民の声などもあり、広く多くの市民がメリットを受けることができる工夫を考慮する必要があるのではと感じたからです。

市民の貴重な税金を使う事業であるからには、公平性、平等性が何より重要です。その際の御答弁では、購入機会の平等性といった観点から、はがきによる抽せんやインターネットによる申込みという販売方法も選択肢としてはあり、何らかの改善策の検討が必要と思われるということでした。あれから1年半、今回、新しい沼田市長になり、ようやく大きく販売方法が改善されたことを大変うれしく感じている次第です。物価高騰で多くの市民が影響を受けている今だからこそ、プレミアム分の増額をスピード感を持って取り組んでいただいたものと理解いたしました。

一方で、この議案は、通例のように常任委員会付託をして様々議論及び審査すべき案件であったと考えます。牛久市議会会議規則においても、軽易な事件については委員会付託を省略することもあるとなっていますが、この議案は、市民生活にも、また、市内事業者にも大きく関わる案件であれば、軽易に当たるとは思えません。今後は、通例の委員会付託が行える日程を考慮した議案の提出をしていただきたいと申し添えて、私の賛成討論といたします。

○諸橋太一郎 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第66号についての採決を行います。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議案第66号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案はこれに決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第66号は原

案のとおり可決されました。

次に、日程第16、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会報告についてを議題といたします。



稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会報告について

○諸橋太一郎 議長 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会は、付託案件についての協議を終え、結論に至った旨の報告がありました。

ついては、審議の経過及び結果について報告を求めます。石原稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員長。

〔稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員長石原幸雄議員登壇〕

○石原幸雄 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員長 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関する特別委員会結果報告。

本委員会は、令和5年第2回定例会において設置されて以降、委員会の設置目的である龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の今後の在り方について検討し、これら3組合の今後の在り方について、牛久市議会としての姿勢と考え方を明らかにするため、調査研究を重ねてきた。

稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化に関して調査及び検討が終了したので、牛久市議会会議規則第110条の規定により、これまでの経過と活動について、その検討結果及び提言について、下記のとおり報告するものとする。

記。

1、委員会の開催状況。本委員会は、検討を行うに当たり、3組合の統合・複合化の議論がどのような経緯で始まったのか、これまでの統合・複合化に向けた取組状況や現在の状況を含めて、龍ヶ崎地方衛生組合をはじめ3組合から再度の説明を求めた。また、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会が、3組合の統合・複合化に向けた従来の協議内容からごみ処理の広域化に特化した協議へとかじを切ったことを受け、牛久市のごみ処理の広域化に関する考え方について執行部説明員から説明を求めるなど、調査検討を行った次第である。

2、調査検討の経過と結果。3組合の統合・複合化に関する議案については、令和4年度第4回定例会に引き続き、令和5年度第1回定例会においても、本件については十分な議論がなされておらず、調査研究すべき部分が多々あることから、継続審査とすることが相当であるとの判断がなされた。その後、当該議案は、令和5年4月の市議会議員改選により審議未了、廃案となった経緯があることから、これまでの統合・複合化に向けた取組状況や現在の状況を含めて、3組合から説明を求めることにした。

初めに、統合・複合化の議論が始まった経緯として、令和元年7月に構成8市町村の首長で構成する龍ヶ崎地方衛生組合の管理者等会議の中で、当時の3組合の管理者であった前龍ヶ崎市長から、管理部門の統合によりスケールメリットが出せるのではないかと、また、組織を効率化させ

て人事的にも流動性を持たせることが組織の活性化につながっていくのではないかと理由から、3組合の統合に向け協議を進めたいとの決意表明がなされたことで、本格的な議論が始まったとの説明が3組合の事務局からなされた。

これまでの統合・複合化に向けた取組状況については、龍ヶ崎地方衛生組合が中心となって新組合の骨子案の作成を進め、各組合の議会や構成市町村議会への説明を行ってきたが、全ての市町村での合意には至らず、当初の目的である令和5年4月1日での3組合の統合は不可能な状況となった。その後、6月の協議会では、3組合の統合に特化した現行の協議会を解散することを決定し、新たに広域行政の課題を検討するための協議会を設置し、その中でごみ処理の広域化に関する検討を優先して進めていくことが確認されたとの説明がなされた。

次に、新たに設置された協議会においては、ごみ処理の広域化に関する検討を優先して進めていくとの決定がなされたことを受け、ごみ処理の広域化に関する牛久市としての考え方について市執行部説明員の出席を求め、調査を行うことにした。ごみ処理の広域化に対する基本的な考え方として、現在稼働中の牛久クリーンセンターは令和15年度までの稼働を計画しており、それまでは他自治体からのごみの処理を受け入れる考えはないが、令和16年度以降に新たにごみ処理施設を建設するに当たっては、ごみ処理広域化の検討を進める考えであることが環境経済部の担当職員から示された。奥原地区住民へのごみ処理の広域化に関する説明会の開催状況については、ごみ処理の広域化についての説明会としては開催していないが、令和4年度に奥原行政区長や奥原環境整備推進協議会の正副会長等に対して、牛久クリーンセンターの現状と広域化の検討の必要性についての話をしており、一定の理解を得られているものと認識しているとの説明があった。また、今後、ごみ処理の広域化を受け入れざるを得なくなったときの迷惑料の扱いについては、令和16年度以降に現在の牛久クリーンセンターの敷地内に新たに広域化したごみ処理施設を建設するのであれば広域事務組合としてどのようにするのか、決めていく事項になるとの説明があった。

さらに、現在の牛久クリーンセンターの機械設備の更新時期については、長寿命化計画により令和15年度まで稼働を続け、その後は更新時期を迎えることになる。また、余熱利用策については、新たにごみ処理施設を建設する時期になれば、その技術も向上していることも想定されるので、余熱のあらゆる利用形態を検討し、熱資源の有効活用に努めていきたいとの説明があった。

以上の経緯、調査を踏まえ、消防、水防等を所掌する稲敷地方広域市町村圏事務組合は、他の2組合に比して、職員の年齢別構成においても若年層の職員が多く、地域手当の支給率も低く、統合に向けてはクリアすべき点が多々あることから、し尿処理やごみ処理を所掌する他の2組合とは明らかに性格が異なると言える。また、現在の牛久クリーンセンターの建設当時に、奥原地区のクリーンセンター建設委員会と牛久市との間で締結された清掃工場建設に関する協定書では、広域化しないことが条件として定められていることから、本件については、牛久クリーンセンターの長寿命化が図られ、令和15年度まで稼働を続ける間は尊重すべきものであり、今後のごみ処理の広域化の議論に当たっても十分に留意すべきものとの結論に至った。

3、提言。本委員会は、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化について、以下のとおり提言す

る。従前の稲敷・龍ヶ崎地方３組合統合・複合化協議会がごみ処理の広域化に特化した協議を行う広域行政検討協議会へと変遷したのであれば、３組合の統合・複合化に当たっては、ごみ処理業務に直接関係している組織として、し尿処理に関する事務を所掌する龍ヶ崎地方衛生組合とごみ処理に関する事務を所掌する龍ヶ崎地方塵芥処理組合の２組合による統合・複合化が望ましく、稲敷地方広域市町村圏事務組合は統合・複合化の対象から除くべきである。なお、広域行政検討協議会における今後の議論の推移を見守る必要がある。

以上であります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、稲敷・龍ヶ崎地方３組合統合・複合化に関する特別委員会からの結果報告は終わりました。

次に、日程第１７、総務企画常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

総務企画常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、総務企画常任委員長から、会議規則第１１１条の規定により、サイドボックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第１８、教育文化常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

教育文化常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、教育文化常任委員長から、会議規則第１１１条の規定により、サイドボックスに登載しましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第１９、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

—————○—————

保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、保健福祉常任委員長から、会議規則第１１１条の規定により、サイドボックスに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第20、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

○

環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○諸橋太一郎 議長 本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、日程第21、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

○

閉会中の事務調査の件

○諸橋太一郎 議長 本件は、サイドブックに登載いたしましたとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議された案件は全て議了されました。

これをもって令和5年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太 一 郎

署名議員 塚 原 正 彦

署名議員 柳 井 哲 也